

# 早期一部支払を希望される場合 本人確認書類のコピーをご提出ください

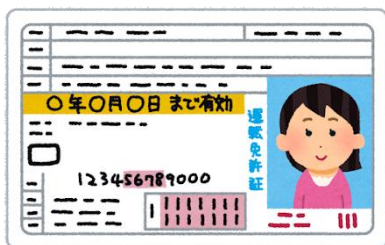
## ◀提出が必要な方▶

申立人が1人	提出不要	
申立人が複数人	代表者の申立人	提出不要
	その他の申立人	<b>要提出</b>

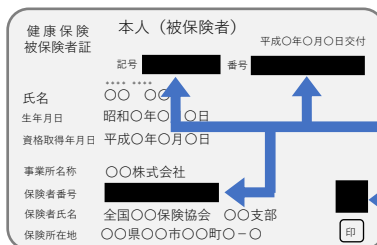
※ 申立人が未成年者（18歳未満）の場合は、同人の本人確認書類は不要ですが、法定代理人を明らかにするため、戸籍謄本の提出が必要になります。

## ◀本人確認書類▶ 以下のいずれか1つのコピーをご提出ください。

### ○運転免許証 または運転経歴証明書



### ○健康保険証



※保険証のコピーを送付する際は  
保険者番号及び被保険者等  
記号・番号を黒塗りしたものを  
提出してください

ここを黒塗り

2次元コードがある場合は  
黒塗り

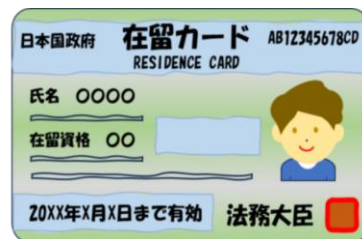
### ○パスポート



### ○マイナンバーカード (表面のみ)



### ○在留カード



## ◀提出方法▶ 以下のいずれかの方法でご提出ください。

### ○ 東京事務所に送付

【送付先】〒105-0003

東京都港区西新橋1-5-13 8東洋海事ビル9階  
原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 宛

### ○ 福島事務所・支所（郡山市・福島市・南相馬市・いわき市・会津若松市）で提出

### ○ 説明会での申立ての際、会場にコピー機があれば、コピーを取って提出

※上記の本人確認書類をお持ちでない方は、ADRセンターまでご連絡ください。  
本人確認手続のため、本人確認書類のコピーは東京電力にも送付されます。